

## 八幡浜市病児・病後児保育事業 医師連絡票

＜主治医の先生へお願い＞  
 この用紙は、八幡浜市病児・病後児保育施設を利用する際に必要となる連絡票です。  
 診療の上、現在の症状が別途定める利用判断基準の条件を満たしている場合には、**太枠内をご記入**いただき、保護者へお渡しくделаさいますようお願いしませう。

※保護者の方へ：医師の診察を受ける前に、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号をご記入ください。

児童氏名		男・女	生年月日	年 月 日
住 所			電話番号	

病 名	1 上気道炎 2 下気道炎 3 気管支喘息・喘息様気管支炎 4 RSウイルス感染症 5 インフルエンザ(A・B) 6 溶連菌感染症 7 手足口病・ヘルパンギーナ 8 おたふくかぜ 9 水痘・帯状疱疹 10 プール熱・アデノウイルス感染症 11 胃腸炎(ロタ・ノロ・その他・不明) 12 その他( )
病 状	1 急性期 (発熱等があり、回復期に至っていない) 2 回復期 (解熱・微熱で、病状が安定している)
隔離の要否	要 ・ 不要 (※他児への感染の可能性が高い、又は安静を要する病状の場合は「要」とします)
食事に関する特別な指示	1 無 2 有 ( )
薬の処方	1 無 2 有 (薬の名前) (与薬方法) 3 別紙処方箋・薬剤情報提供書を参照
その他注意事項	

上記のとおり、診療情報を連絡します。

年 月 日

八幡浜市長 様

医療機関  
 名 称  
 医 師 名  
 電 話 番 号

印

(裏)

【八幡浜市病児・病後児保育施設 利用判断基準】

2019/04/01～

利用当日に 満たしておく 条件	①状態	全身状態が不良でない
	②食欲	水分摂取・哺乳が可能で、脱水症状がなく、食事が可能
	③消化器症状	嘔吐はほぼ消失し、頻回・多量の下痢ではない
	④呼吸器症状	呼吸困難症状がない
	⑤その他	重篤になる危険性が低い

・上記条件を満たしていて、預かり可能な感染症と目安となる許可基準

主な感染症	目安となる許可基準
インフルエンザ	発症後3日目以降で全身状態が安定していれば利用可能
百日咳	特有の咳が消失後は利用可能
流行性耳下腺炎	全身状態が安定していれば利用可能
風疹	発疹消失後は利用可能
水痘	すべての発疹が痂皮化すれば利用可能
咽頭結膜熱	主要症状が消失していれば利用可能
結核	感染の恐れがないと認められれば利用可能
感染性胃腸炎（ロタウイルス、ノロウイルス）	嘔吐、頻回の下痢がなく、水分・食事が摂取できれば利用可能
マイコプラズマ感染症	症状が安定した後は利用可能
RSウイルス感染症	症状が安定した後は利用可能（ <u>1歳未満は不可</u> ）
溶連菌感染症	全身状態が安定していれば利用可能
手足口病	全身状態が安定していれば利用可能
ヘルパンギーナ	全身状態が安定していれば利用可能
突発性発疹	利用可能

・預かりが不可能な感染症または症状

① 麻疹、1歳未満のRSウイルス
② 伝染病疾患（風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎など）の急性期で、病状が急変する恐れが強い場合。
③ 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している場合。
④ 嘔吐、下痢がひどく脱水症状（皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がないなど）がある。
⑤ 咳がひどく、呼吸困難がある。（喘息発作を含む）
⑥ その他、医師により受入れが不可能と判断された場合。